

定期監査結果報告書

日 監 第 4 1 号
令和3年10月28日

日野町長 堀江 和博 様

所属長 出納室長 様

日野町代表監査委員 東 源一郎



日野町監査委員 西澤 正治

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき実施した監査の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査日時および 令和3年9月30日（木）午前10時30分～午前11時45分
監 査 場 所 日野町役場 4階 第一委員会室及び
出納室、住民課、税務課、長寿福祉課 事務室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関 出納室
4. 監 査 対 象 出納室の分掌する事務全般および下記の事業について
○指定金融機関における行員便（集金業務）の廃止に伴う対応について
○保管金の管理状況について
5. 監 査 手 続 令和3年度監査計画に基づき資料の提出を求め、出納室長の説明を受け、質疑応答を交え実施した。また、会計管理者手持ち現金を取り扱っている関係課に出向き、現金を確認した。
6. 監 査 の 結 果 税金および公共料金等の公金の取り扱いは、安全かつ適正な事務処理、会計処理に努めるとともに、資金管理については、収支計画を的確に捉え適正な運用に努められたい。

令和3年3月31日をもって日野町の指定金融機関である(株)滋賀銀行の役場派出所が廃止された。今日まで常駐行員が来庁者の公金収納や役場の公金の出入金等の出納業務を行っていたが、4月以降は1日に2回、午前と午後に行員便（集金業務）として行員が来庁されるように変更された。この集金業務も令和4年4月以降廃止となり、役場職員が担うことになるとの事である。参考までに、県内他町では、窓口収納業務を専属で取り扱う会計年度任用職員を採用し対応されている。公金を取り扱う大変重要な業務であるので、業務の効率化だけでなく、安全対策に万全を期して事故が起こらないようにと願うところであり、早急に体制整備を行われたい。